

**令和8年度高知県商社連携輸出促進事業委託業務
公募型プロポーザル募集要領**

1 事業の概要

(1) 業務名

高知県商社連携輸出促進事業委託業務

(2) 業務の目的

高知県の強みを生かせる酒類、水産物、ユズなどの県産品を、海外現地に商流を持つ商社や小売店等を通じ、拡大する海外市場に向けた販路開拓・販売拡大を図る。

(3) 業務内容

「令和8年度高知県商社連携輸出促進事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約日から令和9年3月31日までとする。ただし、業務実施期間は、契約締結日から令和9年2月末日までとし、3月31日までに委託業務完了報告書を提出することとする。

2 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、随意契約の相手先となる候補者（以下「候補者」という）を選考するため、「令和8年度高知県商社連携輸出促進事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

3 提案者の決定方法

公募型

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書（事業計画書及び見積書）を審査する審査委員会を书面開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、候補者を選定する。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者として選定しない。なお、候補者は予算額を上限に、複数者選定される場合がある。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と公益社団法人高知県貿易協会（以下、「貿易協会」という）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という）を行う。この交渉が整ったのちに、随意契約の手続きに進む。

交渉が整わない場合は、契約相手方として決定されない場合もある。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (3) 令和 8 年 2 月末時点で既に募集要領 12 条に定める対象品目の輸出実績がある者であること。

6 質疑と回答

質疑事項は質疑書（別紙 1）により電子メールで受付する。質疑事項を受け付けた場合は、その質疑事項と回答の内容を貿易協会のホームページに掲載する。

受付期限 令和 8 年 3 月 11 日（水）17:00 まで

送付先 export-120901@ken.pref.kochi.lg.jp

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を予定している者は、以下の必要書類を提出することとする。

(1) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（別紙 2）
- ②法人概要書（別紙 3）
- ③事業計画書（別紙 4 及び別紙 4_別表）
- ④経費見積書（別紙 5）

(2) 提出期限等

①提出方法

電子メールでの提出

②提出期限

令和 8 年 3 月 18 日（水）17 時（必着）

※電話により着信を確認すること。

③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号 高知県庁本庁舎 3 階

公益社団法人高知県貿易協会 担当者：横山

T E L : 088-821-0033

E - m a i l : export-120901@ken.pref.kochi.lg.jp

(3) 資格要件の確認

貿易協会で申込者から提出のあった参加申込書及び関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認結果を令和8年3月25日（水）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及びその理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（貿易協会の閉庁日を除く。）以内に、書面により、貿易協会に対して資格要件が満たさなかったことについての説明を求めることができる。

②貿易協会は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（貿易協会の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

8 審査

別途定める「令和8年度高知県商社連携輸出促進事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

9 審査結果

審査結果は、令和8年3月30日（月）までに全ての提案者に文書で通知する。

10 日程（予定）

令和8年2月26日（木） 募集開始

令和8年3月18日（水） 参加申込及び資格確認書類提出締切り

令和8年3月30日（月） 審査結果通知

11 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（貿易協会内及び審査委員会での使用に限る。）する。

(3) 契約者以外の提出書類の内容については、提案者の承諾なしに利用することはない。

12 事業の対象品目

本事業の対象品目は、酒類を中心に、水産物、ユズ及び加工食品等、高知県内事業者が製造・販売する食品（以下「県産品」という）とし、原則、県内事業者から直接購入したものとす。

ただし、県外の事業者から間接的に県産品を購入した場合においても、県内事業者名を把握できる場合については、対象品目とすることができる。

13 見積限度額（委託料上限額）

提出された事業計画書及び経費見積書を審査し、決定する。（上限額：10,000千円）

ただし、募集要領14条で設定する輸出目標額を達成できなかった場合に支払う委託料は、輸出実績額（受託者の本事業による県産品の購入合計額をいう。以下同じ）に応じて、次の算定式により算出された委託料に減額するものとする。

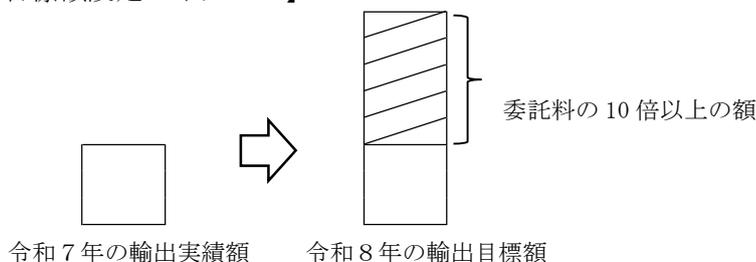
・委託料算定式：（輸出実績額／輸出目標額）×（最終）委託料

※算出に用いる金額は全て税込みであり、算出金額の1,000円未満は切り捨てとする。

14 輸出目標額の設定について

本事業の輸出目標額は、令和7年（令和7年1月から令和7年12月末日まで）における輸出実績額の合計を発射台に、委託料の10倍以上増額した額を設定すること。ただし、本事業により新規開拓する輸出国又は現地輸入会社との新規取引用に購入する額は、令和8年の輸出実績額（輸出先）以外の純増分として輸出目標額に含むものとする。

【輸出目標額設定のイメージ】



※輸出実績額については県内事業者への発注または仕入等、募集要領15条（2）エに定める業務完了報告書に添付可能な書類に則したものとすること。

15 事業報告

（1）月次報告

受託者は、契約後3ヶ月に一度、前月までの輸出実績（暫定）集計表（任意様式）及び事業実施内容（任意様式）を作成し、進捗状況を貿易協会に報告するものとする。

（2）年次報告

受託者は、事業の実績及び成果について、令和9年3月31日までに、貿易協会が別

に定める様式（仕様書 別紙1「令和8年度高知県商社連携輸出促進事業委託業務完了報告書」）に以下の内容を記入し、貿易協会に報告するものとする。

ア 実施事業者（商社等販売先）

イ 実施時期・期間

ウ 実施内容（どの国へ何を輸出したかなど）

エ 事業実施による輸出実績額、輸出実績数量

（販売額、購入額、購入数量等の確認できる書類等を添付すること）

16 委託料の支払い

令和8年度高知県商社連携輸出促進事業委託業務完了報告書を貿易協会が検査後、受託者からの請求により、貿易協会が支払う。

17 問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎3階

公益社団法人高知県貿易協会 担当者：横山

T E L : 088-821-0033 F A X : 088-822-3065

E - m a i l : export-120901@ken.pref.kochi.lg.jp

18 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがある。

- ①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ②審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③貿易協会事務局員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

19 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の貿易協会との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
なお、本事業の執行にあたり、高知県議会令和8年2月議会において、当該予算が提案どおり議決されなかった場合は、本手続について停止等を行うことがある。